田村市市民記者制度実施要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、市の観光ウェブサイトにおいて、地域の魅力を発信する市民記者制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（市民記者の活動）

第2条　市民記者は、市内の観光情報、市内イベント、地域の話題等の写真撮影及び取材により作成した記事を観光ウェブサイトに投稿するものとする。

2　前項に規定する投稿は、観光ウェブサイトへログインすることにより作成し、市の担当者の承認を経て公開するものとする。

（対象者）

第3条　市民記者となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、自ら活動する意欲があるものとする。

⑴　市内に在住又は在勤若しくは在学する者

⑵　18歳未満の場合は、保護者の了承を得ている者

⑶　写真撮影に係る機材等を用意できる者

⑷　無償で活動できる者

（登録）

第4条　前条の規定を満たす者のうち、市民記者としての活動に参加を希望する者は、あらかじめ市に登録するものとする。

2　前項の規定による登録をしようとする者は、市民記者登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（登録期間）

第5条　市民記者の登録期間は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

（遵守事項）

第6条　市民記者は、次に掲げる事項を遵守し、取材活動を行うものとする。

⑴　取材に際して、イベントの進行を阻害するなど相手方に迷惑をかけることのないよう配慮すること。

⑵　人物撮影に際して、肖像権等に配慮すること。

⑶　その他取材に際して、公序良俗に反した行為を行わないこと。

（経費等）

第7条　市民記者は、活動に係る経費を自ら負担するものとする。

2　市は、市民記者の活動中に発生した機材の破損、故障等については、これを補償しないものとする。

（著作権）

第8条　市民記者が第2条第2項の規定により提出した原稿データの著作権は、市に帰属するものとする。

（登録の取消し）

第9条　市は、市民記者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができるものとする。

⑴　第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

⑵　市民記者からの申出があったとき。

⑶　取材先に迷惑をかけるなど、市民記者としてふさわしくない行為があったとき。

⑷　その他市長が必要と認めるとき。

2　市長は、前項の規定による取消しを行うときは、田村市市民記者登録取消通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（庶務）

第10条　市民記者の運営に係る庶務は、産業部観光交流課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、市民記者制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

【

様式第1号（第4条関係）

田村市市民記者登録申込書

田村市長

私は、田村市市民記者への登録を申し込みます。

年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| ふりがな |  | 性　別 |  |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | 　年　　　月　　　日生 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 職業等 | 会社・学校名所在地　田村市（田村市在勤・在学の方のみ記入してください） |
| 応募動機 |  |
| 保護者同意欄※申込者が18歳未満の場合 | 田村市市民記者の申込及び活動に同意します。年　　　月　　　日住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印続柄　 |

様式第2号（第9条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

田村市長

田村市市民記者登録取消通知書

年　月　日付けで申請のあった田村市市民記者登録について、次のとおり取り消したので第9条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録期間 |  |
| 取消理由 |  |